

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○一般競争入札の実施……………(原子力安全対策課)	27
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………(広報広聴課)	28
○一般競争入札の資格に関する公示……………(循環型社会推進課)	29
○一般競争入札の実施……………(循環型社会推進課)	30
○道立自然公園の公園計画の一部変更の一部改正……………(自然環境課)	30
○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(生活振興課)	31
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………(治山課)	32
○知事権限に係る保安林の指定の解除(2件)……………(治山課)	35
○森林法による通知に代える公示……………(治山課)	36
○道路の区域の変更……………(道路整備課)	36
○道路の供用の開始……………(道路整備課)	36
○道路の区域の変更及び供用の開始……………(道路整備課)	36
○公有水面の埋立ての免許の出願……………(河川課)	37
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防災課)	38
○公有水面の埋立ての承認の出願……………(砂防災課)	38
○公有水面の埋立ての承認……………(砂防災課)	39
○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧……………(都市計画課)	40
公 表	
○知事表彰の受賞者……………(人事課)	41
○檜山北部広域連合の規約の変更……………(市町村課)	41
支庁告示	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	41
○一般競争入札の実施……………	41
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	42
支庁公告	
○公募型プロポーザルの実施……………	42
道網走土木現業所告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	43

道稚内土木現業所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 43

道教育庁上川教育局告示

○一般競争入札の実施…………… 44

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示…………… 45

告 示

北海道告示第1573号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道原子力防災訓練における住民避難確認システムに係る機器一式

ア 電光ボード情報配信端末(ＰＣ)	1台
イ 電光情報ボード	4台
ウ 電光ボード情報配信用ソフトウェア	1式
エ 移動通信機	4台
オ 避難住民管理端末(ＰＣ)	8台
カ 避難住民管理用ソフトウェア	8式
キ レーザープリンター	3台
ク ＩＣチップ付きタグ	100個
ケ ゲート式ＩＣチップリーダ	2台
コ ＩＣチップリーダ	2台
サ ネットワーク機器	2式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 借 上 期 間 平成15年10月22日から24日まで

(4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこ

専門高校生等の学習成果を発表する全国産業教育フェアを10月17～19日札幌市内で開催

と。

- (3) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (4) 参加しようとする月の初日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (5) 当該物品の障害発生時に、速やかな対応の取れる体制を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎3階総合防災対策室防災連絡員室
- (2) 入 札 日 時 平成15年9月18日 午前10時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成15年9月11日
- (2) 提 出 場 所 3に同じ。

11 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課
- イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 22-863
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1574号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- (1) 広報誌「ほっかいどう」を市町村及び北海道の指定する町内会等住民組織まで運送する業務 予定数量 1,714,890部
- (2) 広報誌「ほっかいどう」を町内会等住民組織を経由して各家庭まで運送及び配布する業務 予定数量 2,442,440部
- (3) 広報誌「ほっかいどう」を新聞販売店を経由して各家庭まで運送及び配布する業務 予定数量 572,880部

2 落札を決定した日

平成15年8月20日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)から(3)まで ア 氏 名 日本通運株式会社
イ 住 所 東京都港区東新橋1丁目9番3号

4 落札金額（1部当たりの単価）

- (1) 3.85円

(2) 19.00円

(3) 21.00円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年北海道告示第1481号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合企画部政策室広報広聴課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1575号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年9月19日に一般競争入札の告示を行う自動車リサイクル技術フォーラム及びリサイクルビジネス展開業務委託契約
- (2) 資 格 自動車リサイクル技術フォーラム及びリサイクルビジネス展開業務委託に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 業 務 の 種 類

ア 自動車リサイクル技術フォーラム開催に係る会場設営、出展企業の取りまとめ、運営、アンケート調査集計等の業務

(ア) 日 時 平成15年11月6日（木）及び7日（金）

(イ) 場 所 アクセスサッポロ（札幌市白石区流通センター4丁目3番55号）

(ウ) 内 容 自動車リサイクル関連事業者・団体及び道による展示会
自動車リサイクルのあり方について報告・提言を行うセミナー
開催
関連事業者の相談を受けるための支援コーナーの設置

イ リサイクルビジネス展開に係る会場設営、運営等の業務

(ア) 日時及び場所 アの(ア)及び(イ)に同じ。

(イ) 内 容 リサイクルビジネスに係る情報の提供

関連事業者の相談を受けるための支援コーナーの設置

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 過去2年間に於いて、国又は地方公共団体等からフォーラム等の開催に係る企画運営について業務委託を受けて実施した実績があること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 平成15年9月5日（金）から12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

(2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

4 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承したもの

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請をしようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第1576号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 委託をする業務の名称

自動車リサイクル技術フォーラム及びリサイクルビジネス展開催業務

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。

(3) 委 託 期 間 契約の日から平成16年1月16日まで

(4) 履 行 場 所 アクセスサッポロ（札幌市白石区流通センター4丁目3番55号）

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第1575号に規定する自動車リサイクル技術フォーラム及びリサイクルビジネス展開催業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁12階環境生活部1号会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年9月19日 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積った契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税額等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 24-323

(4) 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1577号

平成15年北海道告示第1479号（道立自然公園の公園計画の一部変更）の一部を次のように改正する。

平成15年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 檜山道立自然公園の項中「終点－爾志郡乙部町字花磯」の次に「起点－爾志郡熊石町字終点－爾志郡熊石町字

黒石（公園境界）
平（公園境界）」を加える。

北海道告示第1578号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
グリーンステージ	小倉 博昭	富良野市日の出町12番25号（アルパイントラベル内）	この法人は大雪山十勝岳連峰南側の広域を活動範囲として、地域住民や道内外の自治体、企業と連携を図り、道内外の人々に対し、滞在型観光の促進活動、人材育成事業、自然環境の保全活動、地域の振興活動を行い、「環境教育」と「自然保護」と「地域振興」のバランスがとれた活動であるエコツーリズムを実現する事を目的とする。	平成15. 8. 1
どんころ野外学校	目黒 義重	空知郡南富良野町字落合1074番地	この法人は、野外活動を通して自然のすばらしさ、楽しさ、厳しさを多くの人達に伝え、そのための野外活動指導者を養成し、さらに自然共生型の地域活動を推進することを目的とする。	同
屋外介護支援	富永 嘉昭	札幌市南区常盤5条2丁目91番地10	この法人は、高齢者・障がい者が、生きがいを持って楽しく過ごし、また、気軽に外出できる環境をつくることを目指し、地域社会に生活している一人一人の生き方を大切にしながら、助け合い精神のもと、社会福祉の推進に寄与することを目的とする。	同
釧路在宅生活支援協会	中川 克	釧路市武佐4丁目20番213号道営住宅D6	この法人は、高齢者、身障者の方々に対象に、自立した社会生活を送るために必要な日常生活の支援に関する活動を行い、地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。	同
ぶらいむほっと	杉岡 俊彦	江別市中央町24番地の1	この法人は、高齢化が進み障害が多様化している現状の中で高齢・障害者の社会的自立を支援するための活動とし	同 15. 8. 4

			て、「共に働く」ことをキーワードにした市民参加による就労や労働参加できる場所作りと職業訓練事業を行い、高齢者の予防介護と障害者の自立を図り、個人の自立と市民をも含めた豊かな福祉社会の推進に寄与することを目的とする。	
笑りの里りん	佐藤 實	札幌市白石区東札幌5条5丁目4番30号	この法人は、高齢者・障害者及び支援を必要とする人々とその家族を対象に、地域、関係団体と連携し、介護サービスや支援を必要としている人たちの生活をサポートする事業など全ての人に開かれた福祉サービスを総合的に実践するとともに、それら全てを担う人材の育成を行い、地域福祉の向上、発展に寄与することを目的とする。	同 15. 8. 8
北海道オープンソース&セキュリティ	関崎 裕一	札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1-10 札幌市エレクトロニクスセンター	この法人は、コンピュータソフトウェアのオープンソース化に関する新たな技術の開発と普及に関する活動、オープンソース化に関する知的財産管理情報の調査・支援などソフトウェアの水準維持に関する活動やセキュリティ確保に関する活動の実践を通じて、北海道における情報産業振興に寄与すると共にオープンソースソフトウェア技術者のレベル向上に関する活動やソフトウェアの開発・配布に関わる活動などを通じて北海道における情報産業に係わる企業の発展を支援し、オープンソースを利用した新たな起業の機会を作るなど、地域経済の振興と情報化社会の恩恵を多くの市民に享受できるように仕組み作りに寄与することを目的とする。	同 15. 8. 13
PCNET	高橋 貴明	札幌市中央区南5条西11丁目1287番地52	この法人は、精神障害者の社会的自立の促進と地域との交流、情報技術の修得や障害者等技術弱者への講習活動等を通じ、職業能力の開発や就労支援を行い、もって在宅精神障害者福祉の向上と地域の福祉意識の高揚・環境の整備に資する事を目的とする。	同 15. 8. 14

北海道告示第1579号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 山越郡長万部町字豊野71地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 空知郡中富良野町字奈英831の1・831の86（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、831の4、831の61、831の82、831の83、字中富良野951の2、4033
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び中富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡置戸町字置戸284の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字置戸284の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び置戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡穂別町字豊田352（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字泉147の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 保安林予定森林の所在場所 幌泉郡えりも町字東洋548（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

7(1) 保安林予定森林の所在場所 広尾郡大樹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大樹町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

8(1) 保安林予定森林の所在場所 広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

広尾町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

9(1) 保安林予定森林の所在場所 広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

10(1) 保安林予定森林の所在場所 川上郡標茶町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。）

11(1) 保安林予定森林の所在場所 川上郡弟子屈町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

弟子屈町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び弟子屈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

12(1) 保安林予定森林の所在場所 川上郡弟子屈町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び弟子屈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

13(1) 保安林予定森林の所在場所 標津郡中標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

14(1) 保安林予定森林の所在場所 標津郡標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

15(1) 保安林予定森林の所在場所 目梨郡羅臼町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

16(1) 保安林予定森林の所在場所 釧路郡釧路町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。）

17(1) 保安林予定森林の所在場所 釧路郡釧路町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。） 18(1) 保安林予定森林の所在場所 川上郡標茶町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 水源のかん養 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 標茶町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。） 19(1) 保安林予定森林の所在場所 阿寒郡阿寒町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び阿寒町役場に備え置いて縦覧に供する。）	北海道告示第1580号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成15年9月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除に係る保安林の所在場所 積丹郡積丹町大字美国町字大沢1073の3地先（次の図に示す部分に限る。）、516の2・1073の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、211、516の1、1006、1073の1、1073の2、1228、1232の1、字船淵1516地先（次の図に示す部分に限る。）、1607（次の図に示す部分に限る。）、212、840、1516、1606、1609 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 3 解除の理由 指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第1581号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成15年9月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 天塩郡幌延町字問寒別599の1（次の図に示す部分に限る。）、599の2、599の3 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道留萌支庁経済部林務課及び幌延町役場に備え置いて縦覧に供する。） 2(1)解除に係る保安林の所在場所 天塩郡幌延町字北進501（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道留萌支庁経済部林務課及び幌延町役場に備え置いて縦覧に供する。） 3(1)解除に係る保安林の所在場所 標津郡中標津町字開陽1409の14、1409の15
--	--

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため

北海道告示第1582号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項により準用する同条第3項の規定による保安林の指定の解除の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を積丹町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成15年9月5日北海道告示第1580号のとおりである。

平成15年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

積丹郡積丹町大字美国町字大沢1073の3地先、字船濶1516地先所在の森林の所有者

北海道告示第1583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 恵庭栗山線
- 3 道路の区域

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
深 川 多 度 志 線	深川市一已町字一已8446番1地先から 深川市一已町字一已8445番地先まで	前	17.50mから 21.50mまで	110.00m	—	北海道札幌土木現業所
		前	8.00mから 32.90mまで	118.50m	—	
		後	17.50mから 21.50mまで	110.00m	—	
鷹泊鷹泊停車場線	深川市鷹泊2247番地先から 深川市鷹泊2195番地先まで	前	15.00mから 24.50mまで	130.00m	—	同

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
夕張郡栗山町中央1丁目332番1地先から夕張郡栗山町桜丘2丁目66番地先（国道234号交点）まで	前	20.00mから 45.54mまで	237.03m	国道234号重複 L=40.71m
夕張郡栗山町中央1丁目332番1地先から夕張郡栗山町桜丘2丁目62番地先（国道234号交点）まで	前	10.00mから 45.54mまで	246.04m	国道234号重複 L=23.51m
夕張郡栗山町中央1丁目332番1地先から夕張郡栗山町桜丘2丁目66番地先（国道234号交点）まで	後	20.00mから 45.54mまで	237.03m	国道234号重複 L=40.71m

北海道告示第1584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 恵庭栗山線	夕張郡栗山町中央1丁目332番1地先から 夕張郡栗山町桜丘2丁目66番地先まで	平成15. 9. 5

北海道告示第1585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

後	15.00mから 24.50mまで	130.00m	――
後	14.00mから 40.00mまで	144.22m	――

北海道告示第1586号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 出願の年月日	平成15年6月9日
2 出 願 者	
(1) 氏名又は名称	北海道
(2) 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 代表者の氏名	北海道知事 高橋はるみ
3 埋立区域	
(1) 位 置	紋別郡湧別町字芭露221番2地先の公有水面
(2) 区 域	次の1の地点から27の地点までを順次に結んだ線及び27の地点と1の地点を結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
1の地点	漁港原点（北緯44度08分48秒 東経143度42分57秒）からすべて方向角で246度52分54秒5.67mの地点
2の地点	1の地点から254度08分30秒11.99mの地点
3の地点	2の地点から164度15分11秒1.04mの地点
4の地点	3の地点から74度08分30秒51.83mの地点
5の地点	4の地点から74度05分22秒46.20mの地点
6の地点	5の地点から344度05分22秒1.14mの地点
7の地点	6の地点から74度05分22秒6.30mの地点
8の地点	7の地点から344度05分22秒5.57mの地点
9の地点	8の地点から254度05分22秒0.71mの地点
10の地点	9の地点から344度05分22秒77.82mの地点
11の地点	10の地点から254度05分58秒4.88mの地点
12の地点	11の地点から164度05分22秒19.21mの地点

13の地点	12の地点から254度09分19秒22.50mの地点
14の地点	13の地点から344度05分58秒18.48mの地点
15の地点	14の地点から254度05分58秒45.71mの地点
16の地点	15の地点から344度06分02秒19.99mの地点
17の地点	16の地点から253度34分06秒18.66mの地点
18の地点	17の地点から254度11分51秒105.64mの地点
19の地点	18の地点から164度11分51秒9.49mの地点
20の地点	19の地点から74度11分51秒25.88mの地点
21の地点	20の地点から155度17分12秒25.64mの地点
22の地点	21の地点から73度15分15秒16.05mの地点
23の地点	22の地点から71度15分52秒20.03mの地点
24の地点	23の地点から80度29分22秒20.12mの地点
25の地点	24の地点から117度18分59秒12.34mの地点
26の地点	25の地点から147度35分54秒11.58mの地点
27の地点	26の地点から153度49分35秒42.94mの地点
(3) 面 積	11,069.90㎡
4 埋立てに関する工事の施行区域	
(1) 位 置	紋別郡湧別町字芭露221番2地先の公有水面
(2) 区 域 ①	次のAの地点からOの地点までを順次に結んだ線及びOの地点とAの地点を結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
Aの地点	漁港原点（北緯44度08分48秒 東経143度42分57秒）からすべて方向角で300度56分28秒8.55mの地点
Bの地点	Aの地点から254度08分30秒11.75mの地点
Cの地点	Bの地点から164度15分50秒8.70mの地点
Dの地点	Cの地点から74度08分30秒51.83mの地点
Eの地点	Dの地点から74度05分22秒52.50mの地点
Fの地点	Eの地点から344度05分22秒113.84mの地点
Gの地点	Fの地点から255度50分03秒198.15mの地点

Hの地点	Gの地点から164度11分51秒24.20mの地点
Iの地点	Hの地点から74度11分51秒25.88mの地点
Jの地点	Iの地点から155度32分33秒26.71mの地点
Kの地点	Jの地点から72度45分20秒16.00mの地点
Lの地点	Hの地点から70度54分57秒20.03mの地点
Mの地点	Lの地点から80度01分30秒20.11mの地点
Nの地点	Mの地点から122度41分54秒13.59mの地点
Oの地点	Nの地点から153度58分56秒18.68mの地点
区 域 ②	次のPの地点からUの地点までを順次に結んだ線及びUの地点とPの地点を結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
Pの地点	漁港原点（北緯44度08分48秒 東経143度42分57秒）からすべて方向角で40度09分28秒264.37mの地点
Qの地点	Pの地点から14度06分00秒6.00mの地点
Rの地点	Qの地点から284度06分00秒143.10mの地点
Sの地点	Rの地点から254度06分00秒340.00mの地点
Tの地点	Sの地点から164度34分06秒6.00mの地点
Uの地点	Tの地点から74度06分00秒338.44mの地点
(3) 面 積	区域① 15,628.22㎡ 区域② 2,889.09㎡ 合 計 18,517.31㎡
5 埋立地の用途	漁港施設用地

北海道告示第1587号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

えりも町新浜 1(1)その2急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡 市 町 字 地 番	標柱番号
幌泉郡 えりも町 新浜	1020番地先道路敷 1

同	同	同	20番 1	2
同	同	同	35番21	3
同	同	同	1020番	4

北海道告示第1588号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、公有水面の埋立ての承認を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 出願の年月日	平成15年7月17日
2 出願のあった国の官庁	
(1) 名 称	農林水産省
(2) 住 所	東京都千代田区霞が関1の2の1
(3) 代表者の氏名	農林水産大臣 亀井 善之
3 埋立区域	
(1) 位 置	三石郡三石町字本町495番2地先の公有水面
(2) 区 域	
ア A 区域	次の①の地点から③の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と③の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
①の地点	三石漁港原点（北緯42度14分52秒001、東経142度33分04秒621、X＝－194,599.969、Y＝24,862.043）から方向角2度50分55秒の方向35.47mの地点
②の地点	①の地点から方向角11度33分13秒の方向20.25mの地点
③の地点	②の地点から方向角101度33分19秒の方向14.01mの地点
イ B 区域	次の④の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び④の地点と⑥の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
④の地点	三石漁港原点（北緯42度14分52秒001、東経142度33分04秒621、X＝－194,599.969、Y＝24,862.043）から方向角27度18分49秒の方向75.17mの地点
⑤の地点	④の地点から方向角11度33分15秒の方向25.53mの地点
⑥の地点	⑤の地点から方向角117度23分24秒の方向15.35mの地点
(3) 面 積	A区域 141.83㎡ B区域 188.47㎡

計 330.30㎡			
4 埋立てに関する工事の施行区域		①の地点 三等三角点鮫穴（北緯43度18分52秒8603、東経140度23分20秒9562、X＝－76,125.462、Y＝11,287.587）から方向角274度04分52秒の方向2,363.47mの地点	
(1) 位 置	三石郡三石町字本町4番5、4番9、4番15、4番1、4番7、4番12、495番3、495番5、495番2、492番2、492番1及び491番地先	②の地点	①の地点から方向角145度50分55秒の方向8.27mの地点
(2) 区 域	次のイの地点からトの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とトの地点とを結んだ線によって囲まれた区域	③の地点	②の地点から方向角158度17分39秒の方向17.79mの地点
イの地点	三石漁港原点（北緯42度14分52秒001、東経142度33分04秒621、X＝－194,599.969、Y＝24,862.043）から方向角82度34分50秒の方向107.95mの地点	④の地点	③の地点から方向角155度00分53秒の方向19.63mの地点
ロの地点	イの地点から方向角279度33分46秒の方向106.84mの地点	⑤の地点	④の地点から方向角181度47分27秒の方向19.52mの地点
ハの地点	ロの地点から方向角287度58分46秒の方向51.00mの地点	⑥の地点	⑤の地点から方向角204度13分59秒の方向19.35mの地点
ニの地点	ハの地点から方向角11度33分16秒の方向36.03mの地点	⑦の地点	⑥の地点から方向角205度40分38秒の方向19.92mの地点
ホの地点	ニの地点から方向角44度33分30秒の方向47.34mの地点	⑧の地点	⑦の地点から方向角194度16分40秒の方向21.29mの地点
ヘの地点	ホの地点から方向角101度29分40秒の方向130.94mの地点	⑨の地点	⑧の地点から方向角205度15分44秒の方向20.46mの地点
トの地点	ヘの地点から方向角189度39分38秒の方向74.27mの地点	⑩の地点	⑨の地点から方向角214度57分33秒の方向20.04mの地点
(3) 面 積	12,016.09㎡	⑪の地点	⑩の地点から方向角229度53分28秒の方向20.57mの地点
5 埋立地の用途	漁港施設用地	⑫の地点	⑪の地点から方向角238度09分12秒の方向21.81mの地点
北海道告示第1589号		⑬の地点	⑫の地点から方向角242度28分24秒の方向5.06mの地点
公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。		⑭の地点	⑬の地点から方向角34度41分13秒の方向4.46mの地点
平成15年9月5日		⑮の地点	⑭の地点から方向角34度36分57秒の方向20.09mの地点
北海道知事 高 橋 はるみ		⑯の地点	⑮の地点から方向角35度15分56秒の方向20.07mの地点
1 承認年月日	平成15年8月27日	⑰の地点	⑯の地点から方向角35度56分50秒の方向20.00mの地点
2 承認を受けた国の官庁		⑱の地点	⑰の地点から方向角35度00分05秒の方向19.88mの地点
(1) 名 称	北海道開発局小樽開発建設部	⑲の地点	⑱の地点から方向角33度47分09秒の方向19.89mの地点
(2) 住 所	小樽市潮見台1丁目15－5	⑳の地点	⑲の地点から方向角32度30分26秒の方向19.48mの地点
(3) 代表者の氏名	小樽開発建設部長 岡崎新太郎	㉑の地点	⑳の地点から方向角19度28分30秒の方向18.12mの地点
3 埋立区域		㉒の地点	㉑の地点から方向角1度46分23秒の方向18.10mの地点
(1) 位 置	積丹郡積丹町大字神岬町字碇泊19番1、19番6、20番8、20番9、20番10、20番11、21番2、22番3、22番9、23番3、103番、577番、578番及び579番1地先の公有水面	㉓の地点	㉒の地点から方向角344度31分02秒の方向18.54mの地点
(2) 区 域	次の国の地点から㉔の地点までを順次に結んだ線及び国の地点と㉔の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	㉔の地点	㉓の地点から方向角337度17分49秒の方向16.40mの地点
		(3) 面 積	1,523.15㎡
4 埋立てに関する工事の施行区域		4 埋立てに関する工事の施行区域	
(1) 位 置	積丹郡積丹町大字神岬町字碇泊19番1、19番6、19番9、20番8、20番9、20番10、20番11、21番1、21番2、21番4、21番6、22番1、22番2、22番5、22番9、23番2、23番3、23番4、23番5、59番1、71番、110番1、110番2、110番3、577番、578番及び579番1地先並びに19番1、19番6、19番9、20番8、20番9、20番11、21番1、21番2、21番4、21番6、22番1、22番2、22番3、23番1、23番2、23番3、23番4、23番5、59番1、64番、65番、103		

(2) 区 域	番、110番1、110番2、110番3、579番1及び579番2 次の①の地点から⑤⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑤⑥ の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
①の地点	三等三角点鮫穴（北緯43度18分52秒8603、東経140度23分20秒9562、 X＝－76,125.462、Y＝11,287.587）から方向角274度21分32秒の 方向2,370.77mの地点
②の地点	①の地点から方向角111度39分16秒の方向9.40mの地点
③の地点	②の地点から方向角125度35分47秒の方向9.09mの地点
④の地点	③の地点から方向角27度24分27秒の方向5.47mの地点
⑤の地点	④の地点から方向角106度15分37秒の方向3.25mの地点
⑥の地点	⑤の地点から方向角187度36分49秒の方向8.00mの地点
⑦の地点	⑥の地点から方向角136度34分38秒の方向12.85mの地点
⑧の地点	⑦の地点から方向角148度22分26秒の方向12.01mの地点
⑨の地点	⑧の地点から方向角166度32分56秒の方向19.95mの地点
⑩の地点	⑨の地点から方向角189度13分39秒の方向9.23mの地点
⑪の地点	⑩の地点から方向角201度20分20秒の方向4.37mの地点
⑫の地点	⑪の地点から方向角204度48分43秒の方向13.01mの地点
⑬の地点	⑫の地点から方向角120度59分11秒の方向17.35mの地点
⑭の地点	⑬の地点から方向角207度56分28秒の方向31.84mの地点
⑮の地点	⑭の地点から方向角213度15分03秒の方向8.68mの地点
⑯の地点	⑮の地点から方向角215度05分25秒の方向80.37mの地点
⑰の地点	⑯の地点から方向角213度39分42秒の方向11.15mの地点
⑱の地点	⑰の地点から方向角151度38分18秒の方向8.27mの地点
⑲の地点	⑱の地点から方向角197度36分09秒の方向14.58mの地点
⑳の地点	⑲の地点から方向角207度23分04秒の方向10.63mの地点
㉑の地点	㉐の地点から方向角154度08分19秒の方向9.47mの地点
㉒の地点	㉑の地点から方向角196度35分00秒の方向5.68mの地点
㉓の地点	㉒の地点から方向角271度10分56秒の方向5.33mの地点
㉔の地点	㉓の地点から方向角275度58分54秒の方向16.41mの地点
㉕の地点	㉔の地点から方向角296度22分45秒の方向5.51mの地点
㉖の地点	㉕の地点から方向角205度54分43秒の方向2.75mの地点
㉗の地点	㉖の地点から方向角295度58分55秒の方向14.06mの地点
㉘の地点	㉗の地点から方向角24度39分21秒の方向2.01mの地点
㉙の地点	㉘の地点から方向角294度14分14秒の方向2.75mの地点
㉚の地点	㉙の地点から方向角306度32分53秒の方向1.78mの地点

㉛の地点	㉚の地点から方向角317度27分33秒の方向2.31mの地点
㉜の地点	㉛の地点から方向角329度36分59秒の方向7.79mの地点
㉝の地点	㉜の地点から方向角59度41分07秒の方向4.24mの地点
㉞の地点	㉝の地点から方向角142度48分01秒の方向3.13mの地点
㉟の地点	㉞の地点から方向角52度46分35秒の方向3.24mの地点
㊱の地点	㉟の地点から方向角42度49分34秒の方向11.93mの地点
㊲の地点	㊱の地点から方向角328度29分03秒の方向12.28mの地点
㊳の地点	㊲の地点から方向角62度02分59秒の方向13.51mの地点
㊴の地点	㊳の地点から方向角329度10分01秒の方向4.51mの地点
㊵の地点	㊴の地点から方向角32度48分25秒の方向4.32mの地点
㊶の地点	㊵の地点から方向角32度45分41秒の方向11.81mの地点
㊷の地点	㊶の地点から方向角302度45分43秒の方向7.71mの地点
㊸の地点	㊷の地点から方向角8度28分30秒の方向9.64mの地点
㊹の地点	㊸の地点から方向角40度01分46秒の方向20.32mの地点
㊺の地点	㊹の地点から方向角35度52分17秒の方向19.97mの地点
㊻の地点	㊺の地点から方向角37度01分39秒の方向19.63mの地点
㊼の地点	㊻の地点から方向角37度05分08秒の方向19.67mの地点
㊽の地点	㊼の地点から方向角34度10分14秒の方向18.52mの地点
㊾の地点	㊽の地点から方向角17度36分09秒の方向14.58mの地点
㊿の地点	㊾の地点から方向角0度30分56秒の方向14.45mの地点
㊽の地点	㊿の地点から方向角342度32分08秒の方向15.49mの地点
㊾の地点	㊽の地点から方向角340度14分20秒の方向16.53mの地点
㊿の地点	㊾の地点から方向角323度18分05秒の方向6.02mの地点
㊽の地点	㊿の地点から方向角330度25分50秒の方向1.62mの地点
㊾の地点	㊽の地点から方向角50度06分29秒の方向8.50mの地点
㊿の地点	㊾の地点から方向角329度13分33秒の方向7.25mの地点
(3) 面 積	9,316.39㎡
5 埋 立 地 の 用 途	道路用地

北海道告示第1590号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

都 市 計 画 の 種 類		市町村名	
苫小牧圏都市計画下水道		厚 真 町	
帯広圏都市計画用途地域		芽 室 町	
帯広圏都市計画地区計画		同	
帯広圏都市計画その他の処理施設		帯 広 市	
美幌都市計画公園		美 幌 町	
美幌都市計画緑地		同	

公 表	
北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。	
平成15年9月5日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道社会貢献賞	
市（区）町村名	氏名又は団体名
千 歳 市	逸 見 トヨ子
余 市 町	谷 定 子
札幌市東 区	安 齊 恵美子
同 南 区	松 浦 由 江
帯 広 市	遠 藤 泰 子

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、檜山北部広域連合長から申請のあった檜山北部広域連合の規約の変更を平成15年8月20日、許可した。	
平成15年9月5日	
北海道知事 高 橋 はるみ	

支 庁 告 示	
北海道網走支庁告示第22号	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。	
平成15年9月5日	
北海道網走支庁長 毛利 明 雄	

1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	斜里郡斜里町字以久科南17番10 ほか3筆
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	斜里郡斜里町本町36番地1 斜里町農業協同組合 代表理事 濱田 幸博
3	開発許可年月日及び番号	平成15年3月24日 網建指第14－17号

北海道網走支庁告示第23号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
平成15年9月5日	
北海道網走支庁長 毛利 明 雄	
1	入札に付する事項
(1)	調達をする物品等の名称及び数量
(2)	調達をする物品等の仕様等
(3)	納入期日
(4)	納入場所
2	入札に参加する者に必要な資格
(1)	平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2)	道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3)	当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
3	契約条項を示す場所
4	入札執行の場所及び日時
(1)	入札場所
(2)	入札日時
(3)	開札場所
(4)	開札日時
5	入札保証金
(1)	入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 落札者の決定方法
- 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 8 契約書作成の要否
- 要
- 9 そ の 他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後、速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道網走支庁総務部会計課
- イ 所 在 地 郵便番号 093－8585 北海道網走市北7条西3丁目
電話番号 0152－44－7171 内線 2225
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。
- (5) この入札の執行は、公開とする。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道胆振支庁告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年9月5日

北海道胆振支庁長 野 村 昌 信

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 勇払郡早来町字安平675－19
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 勇払郡早来町大町95番地
早来町長 出口 明
- 3 開発許可年月日及び番号 平成15年5月19日 胆建指第15－3号

支 庁 公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年9月5日

北海道石狩支庁長 渡 部 道 博

1 業務概要

- (1) 業 務 名 貸金業店舗状況等現況調査事業
- (2) 業務内容 石狩支庁所管で札幌市内に店舗を有する登録貸金業者の店舗等の現況確認調査業務を委託する。
- (3) 履行期限 契約締結後3箇月

2 参加資格及び選定基準

- (1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）その他の法人であること。

イ 調査又は警備業務等の実績があること。

ウ 石狩支庁管内に事業所等を有していること。

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 競争入札参加資格指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。

カ 道税を滞納していない者であること。

- (2) プロポーザルの選定基準

次の事項から、総合的に審査し選定する。

ア 緊急地域雇用創出特別対策推進事業としての満足度（新規雇用等）

(ア) 事業費に占める人件費割合が、原則としておおむね8割以上であること。

(イ) 事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が、原則としておおむね4分の3以上であること。

イ 業務処理体制の充実度

ウ 企画提案の妥当性及び充実度

3 手続等

(1) 担当部局 郵便番号 060－8558 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道石狩支庁経済部商工労働観光課（担当 畠山） 電話番号 011－231－4111 内線 34－316 ファクシミリ 011－232－1950 (2) プロポーザル説明書の交付期間及び交付場所 ア 交付期間 平成15年9月5日（金）から12日（金）まで（土曜日及び日曜日は、 除く。午前9時から午後5時まで） イ 交付場所 (1)に同じ。 (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法 ア 提出期限 平成15年9月16日（火）午後5時 イ 提出場所 (1)に同じ。 ウ 提出方法 持参すること。 (4) プロポーザルの提出期限、提出場所及び提出方法 資格要件を満たす者のみ対象。 ア 提出期限 平成15年9月19日（金）午後5時 イ 提出場所 (1)に同じ。 ウ 提出方法 持参すること。（郵送等又はファクシミリ等による提出は、認めない。） 4 その他 (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 契約書作成の要否 要 (3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。 (4) 提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。 (5) 詳細は、プロポーザル説明書による。		3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 東北海道いすゞ自動車株式会社 (2) 住 所 帯広市大通南7丁目8番地 4 落札金額 21,600,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成15年北海道網走土木現業所告示第4号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道網走土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 北海道網走市北7条西3丁目	
道 網 走 土 木 現 業 所 告 示		道 稚 内 土 木 現 業 所 告 示	
北海道網走土木現業所告示第5号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年9月5日 北海道網走土木現業所長 内 山 清 1 落札に係る物品等の名称及び数量 除雪トラック（7t級、4×4、S・タンク付）1台 2 落札者を決定した日 平成15年8月19日		北海道稚内土木現業所告示第4号 次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。 平成15年9月5日 北海道稚内土木現業所長 鷲 田 宏 一 1(1) 落札に係る物品の名称及び数量 ロータリ除雪車（2.6m・3,400t/h級1台）（ロータリ除雪車1台と交換） (2) 落札を決定した日 平成15年7月30日 (3) 落札者の氏名及び住所 氏 名 株式会社栗林商会旭川支店 住 所 旭川市6条通2丁目6・2ビル4階 (4) 落札金額 42,157,500円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成15年度北海道稚内土木現業所告示第2号 2(1) 随意契約に係る物品の名称及び数量 ア 除雪トラック（10t級、6×6、S・G・2W付1台、S・G付1台）（除雪トラック2台	

と交換)

イ 除雪トラック（7t級、4×4、S・タンク付）1台（除雪トラック1台と交換）

ウ ロータリ除雪車（2.2m・2,300t/h級）1台（ロータリ除雪車1台と交換）

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成15年7月30日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア及びイ 氏 名 日産ディーゼル旭川販売株式会社

住 所 旭川市末広1条15丁目5-26

ウ 氏 名 株式会社栗林商会旭川支店

住 所 旭川市6条通2丁目6・2ビル4階

(4) 随意契約に係る契約金額

ア 49,980,000円

イ 21,262,500円

ウ 28,055,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道稚内土木現業所総務部総務課

(2) 所在地 北海道稚内市末広4丁目2番27号

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第10号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年9月5日

北海道教育庁上川教育局長 金 丸 浩 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 校内サーバ（本体・ソフトウェア） 1台×4校

イ キャッシュサーバ（本体・ソフトウェア） 1台×4校

ウ ルータ類（HUB） 一式×4校

エ ラック 1台×4校

オ その他（無停電装置、各種ケーブル、現地設定） 一式×4校

(2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納 入 期 限 平成15年10月31日（金）

(4) 納 入 場 所 北海道土別高等学校、北海道富良野緑峰高等学校、北海道名寄光凌高等学校及び北海道旭川養護学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年9月5日から19日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁上川教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁上川教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階302会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 北海道教育庁上川教育局企画総務課）

(2) 入 札 日 時 平成15年10月3日（金）午前11時（送付による場合は、平成15年10月2日（木）までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

3	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 アビリット株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 濱 野 準 一
	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	バクニン
		製造業者名	アビリット株式会社
		型式試験番号	34049100
	検 定 年 月 日		平成15年9月5日
	検 定 番 号		第34049100号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月5日）から3年間
4	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 榎 本 宏
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中白区中砂町278番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRお祭りサブちゃんV L 1
		製造業者名	京楽産業株式会社
		型式試験番号	30062200
	検 定 年 月 日		平成15年9月5日
	検 定 番 号		第30062200号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月5日）から3年間
5	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 榎 本 宏
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中白区中砂町278番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRお祭りサブちゃんR L 1
		製造業者名	京楽産業株式会社
		型式試験番号	30062900
	検 定 年 月 日		平成15年9月5日
	検 定 番 号		第30062900号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月5日）から3年間
6	検 定 年 月 日		平成15年9月5日
	検 定 番 号		第30062900号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月5日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 里 見 治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		埼玉県川越市南台一丁目10番地8
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	キングキャメル
		製造業者名	サミー株式会社
		型式試験番号	34052500
	検 定 年 月 日		平成15年9月5日
	検 定 番 号		第34052500号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月5日）から3年間
7	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府東大阪市長田中一丁目4番6号 株式会社パイオニア
	代表者の氏名		代表取締役 野 口 三 次
	製造又は検査を行う事業所の所在地		佐賀県小城郡牛津町大字下砥川1番地1
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	オキオウー30
		製造業者名	株式会社パイオニア
		型式試験番号	34045500
	検 定 年 月 日		平成15年9月5日
	検 定 番 号		第34045500号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月5日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
8	代表者の氏名		代表取締役 松 元 邦 夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	型式	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	検 定 年 月 日		平成15年9月5日
	検 定 番 号		第34045500号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月5日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
	代表者の氏名		代表取締役 松 元 邦 夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地

	概要	型式名	サンダーバード2
		製造業者名	株式会社藤商事
		型式試験番号	34050200
		検定年月日	平成15年9月5日
		検定番号	第34050200号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年9月5日）から3年間
9	型式の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エレコ
		代表者の氏名	代表取締役 福田 貞夫
		製造又は検査を行う事業所の所在地	栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
		遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	ビーストサップ
		製造業者名	株式会社エレコ
		型式試験番号	34055800
		検定年月日	平成15年9月5日
		検定番号	第34055800号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年9月5日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
		代表者の氏名	代表取締役 金 沢 要求
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中種区今池二丁目1番27号
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C RミラクルマジックM2
		製造業者名	株式会社三洋物産
		型式試験番号	30051900
		検定年月日	平成15年9月5日
		検定番号	第30051900号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年9月5日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
		代表者の氏名	代表取締役 金 沢 要求
		型式名	サンダーバード2
		製造業者名	株式会社藤商事
		型式試験番号	34050200
		検定年月日	平成15年9月5日
		検定番号	第34050200号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年9月5日）から3年間
11	型式の概要	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中種区今池二丁目1番27号
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C RミラクルマジックM3
		製造業者名	株式会社三洋物産
		型式試験番号	30049800
		検定年月日	平成15年9月5日
		検定番号	第30049800号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年9月5日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
12	型式の概要	代表者の氏名	代表取締役 金 沢 要求
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中種区今池二丁目1番27号
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C RミラクルマジックM5
		製造業者名	株式会社三洋物産
		型式試験番号	30056600
		検定年月日	平成15年9月5日
		検定番号	第30056600号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年9月5日）から3年間
13	型式の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
		代表者の氏名	代表取締役 金 沢 要求
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中種区今池二丁目1番27号
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C RミラクルマジックM6
		製造業者名	株式会社三洋物産
		型式試験番号	30053100
		検定年月日	平成15年9月5日
		検定番号	第30053100号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年9月5日）から3年間

14	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代表者の氏名		代表取締役 金 沢 要 求
	製造又は検査を行う 事業所の所在地		愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号
	型式 の 型 式 名 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RミラクルマジックL7
		製造業者名	株式会社三洋物産
		型式試験番号	30054600
	検 定 年 月 日		平成15年9月5日
	検 定 番 号		第30054600号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月5日）から3年間
15	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明
	製造又は検査を行う 事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地
	型式 の 型 式 名 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R忍者ハットリくんHTL
		製造業者名	株式会社大一商会
		型式試験番号	30065100
	検 定 年 月 日		平成15年9月5日
	検 定 番 号		第30065100号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月5日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
16	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明
	製造又は検査を行う 事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地
	型式 の 型 式 名 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R忍者ハットリくんHN
		製造業者名	株式会社大一商会
		型式試験番号	30060400
	検 定 年 月 日		平成15年9月5日
	検 定 番 号		第30060400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月5日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
17	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明
	製造又は検査を行う 事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地
	型式 の 型 式 名 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R忍者ハットリくんFN
		製造業者名	株式会社大一商会
		型式試験番号	30062000
	検 定 年 月 日		平成15年9月5日
	検 定 番 号		第30062000号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月5日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
18	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明
	製造又は検査を行う 事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地
	型式 の 型 式 名 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R忍者ハットリくんFT
		製造業者名	株式会社大一商会
		型式試験番号	30066000
	検 定 年 月 日		平成15年9月5日
	検 定 番 号		第30066000号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月5日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社タイドー
19	代表者の氏名		代表取締役 寶 田 久 治
	製造又は検査を行う 事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型式 の 型 式 名 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	
		製造業者名	
		型式試験番号	
	検 定 年 月 日		平成15年9月5日
	検 定 番 号		第30066000号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月5日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社タイドー

	概要	型 式 名	フィーバーびくびくDX
		製 造 業 者 名	株式会社ダイドー
		型式試験番号	30063100
		検 定 年 月 日	平成15年9月5日
		検 定 番 号	第30063100号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年9月5日）から3年間
20		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
		代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 毒 島 秀 行
	型式 の 概 要	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CR新道路工事SP
		製 造 業 者 名	株式会社三共
		型式試験番号	31065600
	検 定 年 月 日	平成15年9月5日	
	検 定 番 号	第31065600号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年9月5日）から3年間		
21		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
		代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 毒 島 秀 行
	型式 の 概 要	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	新道路工事DX
		製 造 業 者 名	株式会社三共
		型式試験番号	31065800
	検 定 年 月 日	平成15年9月5日	
	検 定 番 号	第31065800号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年9月5日）から3年間		
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
		代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 毒 島 秀 行

	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1	
22	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	CRフィーバーフレンズSX	
	製 造 業 者 名	株式会社三共	
	型式試験番号	30063000	
	検 定 年 月 日	平成15年9月5日	
検 定 番 号	第30063000号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年9月5日）から3年間		
23		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
		代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 毒 島 秀 行
	型式 の 概 要	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRフィーバーフレンズRX
		製 造 業 者 名	株式会社三共
		型式試験番号	30061800
	検 定 年 月 日	平成15年9月5日	
	検 定 番 号	第30061800号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年9月5日）から3年間		
24		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
		代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 毒 島 秀 行
	型式 の 概 要	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRフィーバーフレンズKX
		製 造 業 者 名	株式会社三共
		型式試験番号	30064800
	検 定 年 月 日	平成15年9月5日	
	検 定 番 号	第30064800号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年9月5日）から3年間		

25	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都千代田区内神田一丁目5番4号ミヤコビル5F 日本回胴式遊技機工業株式会社
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 吉 田 秀 一
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		千葉県流山市中野久木531番地
	型 式 の 型 式 名 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		製造業者名	日本回胴式遊技機工業株式会社
		型式試験番号	34053200
		検 定 年 月 日	平成15年9月5日
	検 定 番 号		第34053200号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年9月5日）から3年間

誤 北海道網走土木現業所
正 北海道旭川土木現業所

正 誤

- 平成15年1月10日（第1431号）
北海道告示第32号（道路の区域の変更）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。
- | | |
|-----|----------|
| ページ | 行 |
| 26 | 35 |
| 誤 | 46.20mまで |
| 正 | 49.20mまで |
- 平成15年8月1日（第1489号）
北海道告示第1346号（大規模小売店舗立地法第6条第5項（廃止）の届出）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。
- | | | |
|-----|---------------------------|----|
| ページ | 欄 | 行 |
| 4 | 右 | 14 |
| 誤 | ふじ神居ショッピングセンター 旭川市神楽3条4丁目 | |
| 正 | ふじ神居ショッピングセンター 旭川市神居3条4丁目 | |
- 平成15年8月26日（第1496号）
北海道告示第1520号（都市計画法第66条の規定による都市計画事業の施行（3件））中に次のとおり誤りがあったので訂正する。
- | | | |
|-----|---|----|
| ページ | 欄 | 行 |
| 244 | 右 | 22 |